

青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定の概要

1 制定理由

第8次地方分権一括法の成立により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正され、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定等の事務・権限が平成31年4月1日から中核市に移譲されることとなった。

当該事務・権限の中核市への移譲に伴い、中核市において、主務大臣が定める基準を参酌し、認定の要件等を定めた「幼稚園型、保育所型及び地方お裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例」を施行日である平成31年4月1日までに制定する必要があるものである。

2 制定内容

認定こども園の種類の違いによる差異を最小限とし、認定こども園における教育・保育の質の均衡を図るため、国の基準を参酌しつつ、類似する次の条例との均衡を図ったものとする。

○青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第29号）

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年青森市条例第74号）

《認定こども園の種類比較》

施設類型	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設 幼稚園 保育所	学校 幼稚園 保育所 機能	児童福祉施設 幼稚園 機能 保育所	幼稚園 保育所 機能 機能
適用基準等	幼保連携型 設備運営基準 [市]	幼稚園設置基準 [国]	児童福祉施設 設備運営基準 [市]	認可外保育施設 指導監督基準 [国]
幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定要件 [市]				
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 [国]				

(1) 一般的事項（第4条～第11条）

類似条例との均衡を図り、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園に関する一般的事項の主な要件として、「園児を平等に取り扱う原則」「虐待等の禁止」「秘密保持」「苦情への対応等」「学級の編制」などを規定。

(2) 職員 (第 12 条～第 14 条)

職員に関する主な要件として、「職員の数」及び「職員資格」などを概ね国の基準どおり規定。

(3) 施設 (第 15 条～第 19 条)

施設に関する主な要件として、「園舎及び保育室等の面積」「屋外遊技場の面積」などを概ね国の基準どおり規定。なお、保育環境の充実等を図る観点から、「乳児室の面積を、満 2 歳に満たない乳幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること」及び「保育室等を 2 階以上に設ける場合の避難階段等の安全設備の設置」を独自規定。

(4) 運営 (第 20 条～第 27 条)

運営に関する主な要件として、「食事の提供」「教育・保育の内容」、「職員の資質向上等」、「子育て支援事業」などを概ね国の基準どおり規定。

(5) 独自要件 (第 5 条第 1 項、第 13 条第 5 項 ほか)

独自要件として、「子どもの権利条例の尊重」「暴力団員等の排除」などを規定。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日